厚生・産業常任委員会資料3 令和6年(2024年)3月8日 健康医療福祉部医療政策課

滋賀県医療法施行条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県医療法施行条例(平成24年滋賀県条例第65号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 医療法施行規則の一部改正により、病院の従業者およびその員数の基準が改められたことに伴い、必要な規定の整理を行うこととします。(第5条関係)
- (2) この条例は、令和6年4月1日から施行することとします。

議第 34 号

滋賀県医療法施行条例の一部を改正する条例案 上記の議案を提出する。

令和6年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県医療法施行条例の一部を改正する条例

滋賀県医療法施行条例(平成24年滋賀県条例第65号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第5号中「栄養士」の右に「または管理栄養士」を加える。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県医療法施行条例新旧対照表

IΒ	新
第1条~第4条 省略	第1条~第4条 省略
(病院の従業者の員数)	(病院の従業者の員数)
第5条 法第21条第1項第1号の条例で定める員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより 算定した数とする。	第5条 法第21条第1項第1号の条例で定める員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより 算定した数とする。
(1)~(4) 省略 (5) 栄養士 病床数が100以上の病院にあっては、1	(1)~(4) 省略(5)栄養士<u>または管理栄養士</u> 病床数が100以上の病院にあっては、1
(6)・(7) 省略	(6)・(7) 省略
2 省略	2 省略
第6条以下 省略	第6条以下 省略